

社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会

平成28年度事業計画書

基本方針

重度の障害があっても地域の中で普通に暮らせることのできる街づくりを目指し、様々な社会資源を活用しつつ、重度の障害児者が求めるサービスを提供するとともに、より困難な状況にある方々の福祉に一躍を担うべく主体的に取り組むことを基本理念とする。

サービスを実施提供するうえにおいて、利用者の多様なニーズに対して柔軟にかつ丁寧に応えることを基本姿勢とし、事業及びサービスの提供において困難な場合においても諦めることなく、粘り強くその事業及びサービスの実施を試み、最大限の努力を行うことを本会の基本方針とするものである。

私たちの姿勢について

私たちは、「障害」ということばを生きていく上での困難さと捉え、その困難な状況下で精一杯生きる利用者の有する権利と人格に対して、最大の敬意をはらうとともに、私たちが行う支援が効果を上げるべく、自己研鑽を行い、私たちの職務が利用者の福祉に貢献することを喜びとして、目前にある使命を、諦めることなく熱意を持って果たしていくことが、私たちの事業に対する姿勢であることを確認する。また、私たちが行う支援は利用者が主体となるものであり、私たち支援者の都合に基づくものであってはならない。これを私たちの取組みに対する姿勢であることを確認する。

本年度の事業方針

本年度は、障害者差別解消法の施行を始めとして、障害者総合支援法の3年目の見直し、並びに診療報酬の改定等に伴う医療の在り方についての動向など、取り巻く環境が大きく変化する年となるように思われる。こうした状況においては、利用者の不安が増大するとともに、支援者が取り組みを行う上において動揺するようなことが危惧されるところである。

こうした状況に対して、ぶれることなく、利用者本位の取組みの実践を継続するとともに、利用者の益になることについて、その変化に応じた対応を行うべきものと考えます。

また、前年度より引き続き、人材の確保を含め人材育成について積極的に取り組むとともに、働きやすい労働環境についての改善を一層進めていきたい。さらには、年齢並びに制度の谷間を超えて支援できる体制づくりについても継続して取り組んでいきたい。

法人内各事業所における真摯な取り組みへの姿勢と研鑽に向けた努力と実践の力を結集することにより、より困難な状況にある方々の福祉に貢献すべく福祉サービスの展開を図っていくことを本年度の事業方針とする。

事業の実施

1. 「みどり教室」（生活介護事業所）の運営経営
 - ・ 生活介護：定員20名
 - * 従来の作業活動に加え、創作活動を積極的に行い、「楽しい職場」の実現により、精神的に安心できる環境での活動場所として事業を実施
 - ・ 「咲笑（さくら）」（生活介護事業所）の運営経営
 - 生活介護：定員6名（みどり教室の従たる事業所）
 - * 行動面での課題を抱える方への対応が可能な活動場所として事業を実施。
 - ・ 「チャオチャオ」（就労活動）の設置及び運営経営 <新規事業>
 - * 同時に旧チャオチャオのグループによる餃子作りを実施
(販売可能な状況で分離の上、活動(販売)場所を確定)
2. 「ゆら（愉笑）」（生活介護事業所）の運営経営
 - ・ 生活介護：定員20名
 - * 重症心身障害を中心として身体的な介護度が高い方の活動場所として、事業を実施
3. 「重症児者を支える会居宅介護事業所」の運営経営
 - 主たる対象者：身体障害児者、知的障害児者
 - 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護、同行援護サービスの実施
 - 地域生活支援事業による障害児者の移動支援事業の実施
4. 「クローバー居宅介護事業所」の運営経営
 - 主たる対象者：身体障害児者、知的障害児者、精神障害者
 - 障害者自立支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護サービスの実施
 - 地域生活支援事業による障害児者の移動支援事業の実施
5. 重度障害者生活ホーム「クローバー」の運営経営（公益事業）
 - ・ 利用定員：10名
 - 重症心身障害の方を中心にした暮らしの場
 - 後見人の選任及び送迎体制のある日中活動の場への通所を前提（原則）

6. 「支える会研修センター」の運営経営（公益事業）

法人内事業所の職員を含め、社会福祉事業に関わる職員の質の向上を図ることを目的とし、研修会の開催、小グループ及び個別研修等を実施する。また、社会福祉分野を始め、関係する分野の情報を広く集積し、法人内外への情報提供を行う。

- ・ゆらっとステーション（万代東）にて実施

◎実施する研修等

- 介護職員初任者研修（大阪府指定）
- 重度訪問介護従業者養成研修（大阪府指定）
- 喀痰吸引等研修（第3号研修）（大阪府指定）〈新規指定〉
- 移動支援従業者養成研修（大阪府指定）〈新規指定〉
- 基礎研修（初心者向け研修）
- 現任研修（技術的研修、情報解説研修、意見交流、体験等）
- 重症心身障害児者介護人養成講座
- ボランティア育成研修（情報、体験等）
- 趣味講座、健康増進に向けた研修等
- ハプティック講座 等

7. 「支える会居宅介護事業所」の運営経営（社会福祉事業）

◎介護保険法に基づく居宅介護事業の実施

- ・高齢になられた障害者の介護について、継続してサポートを行うことを主眼にして実施。
- ・高齢者の特有のニーズや状況に配慮したサービスを提供し、また、障害がある方に対して取り組んできたノウハウを発揮できるようにする。

◎障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護サービスの実施。

- 主たる対象者：身体障害児者、知的障害児者 〈新規指定〉
- 地域生活支援事業による障害児者の移動支援事業の実施

8. 「支える会ケアプランセンター」の運営経営（公益事業）

- ・介護保険法に基づく居宅介護支援事業の実施
- ・ゆらっとステーション（万代東）にて実施
- ・受付、相談の部分を重要視し、利用者の意思に沿った介護計画の提案を行える事業所を目指して事業を実施

9. 「福祉用具ショップ ^{スタード} Stöd*」の運営経営（公益事業）

*スウェーデン語で「支援」の意味

- ・福祉用具販売・貸与事業の実施
- ・ゆらっとステーション（万代東）にて実施
- ・販売、貸与のみならず環境に応じた、生活上における困難さに対して適切な助言や支援が出来るように配慮を行い、事業を実施

10. 相談支援センターの設置及び運営経営（社会福祉事業） <新規事業>

- ・障害者総合支援法に基づく（指定）計画相談支援事業の実施
- ・相談者のニーズや状況を詳細に把握し、様々な情報をもとに様々な社会資源や福祉サービス等のコーディネート並びに情報提供を行い、相談者の求めるサービス及びライフプランにも貢献できるような相談事業を目指す。

平成28年9月1日より実施予定。

11. グループホーム[共同生活介護]の設置及び運営経営（社会福祉事業） <新規事業>

- ・利用定員4～10名（1～2か所での実施も含めて検討）
重度の障害のある方の暮らしの場
後見人の選任及び送迎体制のある日中活動の場への通所を前提（原則）
- ・障害者総合支援法に基づく事業として申請の上実施
- ・出来る限り昭和町周辺の物件を想定

12. 試行事業による余暇支援プログラムの実施

- ・外出等が難しい障害児者等に対して土日祝日等を利用し、余暇支援の取組みを試行的に実施することで、今後のニーズを測り知るとともに余暇支援のあり方について検討する機会を持つことを目的として、年間を通じて数回の余暇支援のプログラムを実施する。
- ・上記と同様に、余暇の過ごし方について土日祝日等を利用し、試行的に余暇支援プログラムを企画し実施する。